

事 務 連 絡

令和元年9月24日

社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室室長補佐 殿

人材開発統括官付若年者・キャリア形成担当支援室  
職業能力開発指導官

### 教育訓練給付制度の周知依頼について（喀痰吸引等研修関係）

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又はキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付を支給しているところ  
です。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第19号）が平成31年3月8日付で公布され、また、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第86号）が平成31年3月22日付で公布され、当該改正に伴い、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、特定一般教育訓練の指定基準を新設いたしました。

これに伴い、厚生労働省人材開発統括官の定める公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずるものとして喀痰吸引等研修が、令和元年10月1日から特定一般教育訓練給付の対象となります。

また、引き続き、介護福祉士養成課程、介護福祉士実務者研修については、専門実践教育訓練給付の対象です。

この度、令和2年4月指定に向けた「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」など手続の詳細等を公開いたしましたので、貴職におかれては、教育訓練給付制度の趣旨を勘案の上、所管する喀痰吸引等研修実施機関等に対し、本制度に係る下記内容について積極的な周知をよろしくお願いいたします。また、当室における今後の教育訓練給付対象講座の指定に当たり、情報提供等について、引き続き貴職からの協力を頂きますよう併せてお願いいたします。

### 記

- (1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」若しくは「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、特定一般教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaika\\_ihatsu/kyouiku\\_shitei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaika_ihatsu/kyouiku_shitei.html)

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課  
〒160-8327 新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア  
(電話03-6758-2828・2824)

(3) 令和2年4月指定分についての申請受付期間

令和元年10月1日（火）～令和元年11月6日（水）

(4) 令和2年4月指定分についての指定可否結果の通知

令和2年1月下旬～2月上旬発送（予定）

**【指定基準に係る問い合わせ先】**

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
中長期的キャリア形成支援係  
電話03-5253-1111（内線5390・5398）